

# 議会の活性化と議会改革の取り組み紹介～開かれた議会をめざして～

## 「議会基本条例制定について」

(制定までの経過)

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| H23年 4月  | 一般選挙 議員定数26名（福知山市議会第21期議員） |
| H23年 5月  | 議会基本条例策定について全議員確認          |
| H23年 5月  | 総務委員会 検討開始（28回協議）          |
|          | 先進地視察（会津若松市・伊賀市・京丹後市・綾部市）  |
|          | 全議員協議会の確認                  |
| H24年 11月 | パブリックコメントを実施               |
| H24年 11月 | 議会基本条例をテーマに                |
|          | 議会報告会を開催                   |
| H24年 12月 | 定例会上程・制定                   |
| H25年 4月  | 条例施行                       |
| H25年 5月  | 議会改革検討会議設置                 |

### 【議会基本条例の柱】

- ① 情報公開の推進      ② 市民参加の推進      ③ 議会の機能強化（議会の活性化）

**第3回 議会報告会**  
テーマは議会基本条例(案)

11月16日、福知山市議会は、市民会館で第3回議会報告会を行いました。今回の報告会は、今日まで検討してきた議会基本条例案をテーマに設定し、

広く市民に理解を求めるとめ開催しました。参加者は、48名でした。大谷洋介総務委員長が条例案を報告しました。

**基本条例案の方針と特徴**

条例案は、12章28条で構成、条例案は「議会の果たすべき役割を明確にする」とを目的に、基本方針は3本柱とし、①市民への情報公開（会議の公開、市民の傍聴の意欲を高め、議会報告会の開催）、②市民参加を推進（請願・陳情者の意見陳述）、③議員間の自由討議の拡大です。また、条例案の特徴は、「反問権」を可能にしたこと、市民の積極的な傍聴を募るため出席委員会の開催、地方議会が国などに働きかけるなど、市民に信頼され、評価される議会を構築します。

**参加者の感想・意見**

報告会とその後に出された感想・意見を紹介します。▽議会活性化のための反問権を大きく評価する。  
▽市民への情報公開を評価する。  
▽「市民ではなく、住民」という文言が適当と考える。  
▽最高規範という文言は法律上使用できないのでは、議員の資質アップのため、研さんを求める。  
▽市民と議会の循環サイクルを円滑にするため、広報・議会よりを活用してより分かり易い文言などで周知してほしい。  
▽条例の実効性を求める。  
▽議会報告会の定例議会との開催を希望する。  
▽議場内への携帯電話の持ち込み、居眠りを厳禁にする。  
▽傍聴者に議会活性化への協力を求める。  
▽議会報告会の開催と内容を具体的に周知してほしいなどでした。  
貴重なご意見をいただきありがとうございました。